

## 下水道処理施設維持管理業者登録規程

### 1. 案内情報

- 手続名 : 下水道処理施設維持管理業者の登録・更新・変更・現況報告等（以下、「登録等」とする）に係る申請・届出
- 手続根拠 : 下水道処理施設維持管理業者登録規程
- 手続対象者 : 下水道処理施設維持管理業者登録規程に定める登録等を申請・届出する下水道処理施設維持管理業者
- 提出時期 : 随時（更新は登録の有効期間満了の日前30日まで、変更は30日以内、現況報告は毎営業年度経過後4月以内等）
- 提出方法 : 登録等に係る申請書・届出書を作成し、申請・届出業者の本店の所在地を管轄する地方整備局、北海道開発局、沖縄総合事務局いずれかの担当課へ提出。
- 手数料 : なし。
- 添付書類・部数 : 登録規程第4条第3項に掲げる書類等のうち必要なもの・1部
- 申請書等様式 : 登録申請書・変更届出書・現況報告書等
- 記載要領・記載例 : 提出先となる地方整備局等の担当課にお問い合わせ下さい。

### 2. 窓口情報

提出先：郵送により提出して下さい。

北海道開発局事業振興部都市住宅課	0 1 1 - 7 0 9 - 2 3 1 1 (内5875)
東北地方整備局建政部計画・建設産業課	0 2 2 - 2 2 5 - 2 1 7 1 (内6124)
関東地方整備局建政部計画管理課	0 4 8 - 6 0 1 - 3 1 5 1 (内6128)
北陸地方整備局建政部計画・建設産業課	0 2 5 - 2 6 6 - 1 1 7 1 (内6123)
中部地方整備局建政部計画管理課	0 5 2 - 9 6 2 - 6 3 1 1 (直 通)
近畿地方整備局建政部計画管理課	0 6 - 6 9 4 2 - 1 0 5 1 (直 通)
中国地方整備局建政部計画・建設産業課	0 8 2 - 2 2 1 - 9 2 3 1 (内6123)
四国地方整備局建政部計画・建設産業課	0 8 7 - 8 5 1 - 8 0 6 1 (内6131)
九州地方整備局建政部計画・建設産業課	0 9 2 - 4 7 1 - 6 3 3 1 (内6127)
沖縄総合事務局開発建設部建設行政課	0 9 8 - 8 6 6 - 0 0 3 1 (内3171)

相談窓口：提出先へご相談下さい。

### 3. 手続情報

- 審査基準 : ・営業所ごとに下水道処理施設管理技士を置くこと  
・財産的基礎又は金銭的信用を有しないことが明らかな者でないこと 等